

## 生活習慣病（脂質異常症、高血圧、糖尿病）の治療で通院する方へ

生活習慣病（脂質異常症、高血圧、糖尿病）の治療については、令和6年6月1日から、厚生労働省の定める診療報酬が「生活習慣病管理料」（当院は月1回、3,330円）になります。このため、一回あたりの診療費がこれまでよりも多くなる場合がありますが、患者さんに応じた療養計画にもとづき、より丁寧な治療を提供してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

令和6年5月 松代病院長